て進展が鈍っても、

完全に止まることは

なか

った。

第八章 重商主義の総括 (二)

す。 実に改善したとされる。 枝肉の向上を目的とした管理の多くは、 牧草地、 ある。 ともだ。 注意の度合いは毛価が労力や費用にどれほど見合うかによって高まるという考えはもっ は価格の下落におおむね比例したのではないかという推測である。 年 実際、価格が下がったにもかかわらず、英国羊毛の品質は今世紀に入ってからも着 改良と耕作が進んだ現在の段階で本来到達できた妥当な水準を下回り、 蕳 すなわち、 の生産量へ そして毛の成長期間を通じた管理と清潔という三要素に左右され、これら とはいえ、 英国羊毛の品質は、 の影響は小さくても、 フリー 価格がさらに高ければ改善は一段と進んだだろうが、安値によ スの出来ばえは家畜の健康、 か 概してフリースの改善にも一定の効果をもたら 品質への影響は大きかったはずだという見方が つてと単純に比べ 成長、 れば低いとは 体格にも強く左右され 確かに品質は、 61 えない その低 に 品 への L

与えなかったとみられるが、 以上から、 厳し 61 諸 規制は羊毛の年産 影響は 「量」より「質」に相対的に大きく及んだ可能性 の 量 ح 質」 に当 初の 想定ほどの 打撃 が を

高 この結果、羊毛生産者は一定の損失を被ったものの、 全体としての痛手は予想よ

り小幅にとどまった。

以上の議論から、羊毛輸出の全面禁止は正当化できない一方、

輸出に対して相応の税

を課すことには十分な根拠がある。

特定の市民層の利益を他の市民層の利益だけを伸ばすために損なうことは、政府が国

輸出禁止は製造業者の利益のみを図り、 民各層に等しく負う公正と平等の原則に明らかに反する。 羊毛生産者の利益を確実に損ねている。 それにもかかわらず、

どの安値ではないにせよ、外国の製造業者より五から十シリング割安に仕入れられ ほど価格を押し下げず、生産者の痛手を和らげる。一方、国内の製造業者は、禁輸時ほ たは十シリングの税を課せば、国家に相当規模の歳入が見込める。この課税は全面禁輸 国民各層は、 国家の維持に応分の負担を負うべきだ。羊毛の輸出に一トン当たり五ま 外

効果を確保しつつ、関係者への不利益を最小限に抑えられる税は、ほとんど前例がない。 国の製造業者に生じる海上運賃や保険料も不要なため、 優位を保てる。 これほどの 財

実効は上がらない。これは内外の価格差が強い誘因となって密輸を招き、十分に抑止で 厳罰を伴う禁輸措置にもかかわらず羊毛の海外流出は止まらず、運用を厳しくしても

税 きない 法 の導入や強化を抑えやすくなる。 的 な輸 ためだ。 出 に 改め 違法輸出 れ ば 日の利益 国に歳入が生まれて財源に寄与し、 を得るのは密輸業者だけだが、 結果として広く社会に利益が及び、 これを課税を前 その分ほ 玉 か 民 の 負 にとってよ 担 提とする が 重

織物の洗浄や精練に不可欠とされるフラーズアース (精練土) およびフラーズクレ

り望ましい

選択となりうる。

用 イ . の イプの粘土はフラーズクレイとは別種と認められてい 輸出には、 羊毛の輸出に準ずる厳しい 規制と罰則が科されてきた。 るものの、 外見が似て精 加えて、 たば 練

0 偽装輸出に使 われ得るとして、 同 の禁輸と処罰の枠組みに含められてい

は

ブ

チ Ŧ

に 1 は、 ッ、 靴、 牧畜農家にも鞣し ールズ二世在位第十三年・ スリッパの形に仕立てたものを除き輸出を禁じ、この法律によって製靴業者 業者にも優位に立つ独占権が与えられた。 第十四年の法律第七章は、 生皮に加えて、 その後 の改正 鞣し革 鞣

税 を納 業者は鞣 め れば独占の外で営業できるようになり、 じ革 ハ ンド レッド . ウェ イ 1 (百十二ポンド) 未加工 品 当たり一 の輸 出 『でも物』 シリ 品 ングという軽 税 の二 課

0 還付を受けた。 牧畜農家は依然として旧来の独占の下に置かれてい 革の各種製造品は輸出 時 無税となり、 既納の物品税は全額還付された。 る。 全国に散在していて連帯

3

まで禁じられ、 にくい牧畜農家は、 が、 大都市に集まる製造業者は容易に組織化できる。 角細工や櫛職人といった小規模な職にまで、 独占を押し付けたり他者の独占から逃れたりするために結束しに 極端な例では家畜 牧畜農家を不利にする独占 の角 の輸

的な保護が及んだ。

や置時計のケースや文字盤の輸出も禁止され、 立業者の多くが自ら染色も行うため、 梳毛糸の輸出は原毛と同様に重い罰則付きで禁止され、 カーが担うべきだという考えが業界に根強く、 た特例ではなく、最終用途や消費に至るまで工程が残るかぎり、 部分加工済みでも最終製品ではない品目への輸出規制 一がるのを嫌 染色業者は仕立業者に対して一定の独占的地位を持つようになったが、有力な仕 61 この規制を支持して価格の高騰を未然に防 業界内の対立は抑えられてきた。さらに、 時計職人は海外との競争で部材価 政策もそれに沿っている。 未染の白生地には輸出関 (禁輸や輸出税)は、 13 その仕上げは国内 でい る 実際、 革に限っ 毛糸や 格が 腕時計 税 が課 ヌー つ

め 当時の英国貿易で豊富かつ重要だった鉛と錫のみが例外とされた。 エドワード三世、 ウィリアム・アンド・メアリ第五年法(第十七章)が英国産鉱石由来の鉄・ ヘンリー八世、エドワード六世の法では金属の輸出は原則禁じられ、 のちに鉱業振興のた 銅 7

第八章 重商主義の総括(二)

> ガンメタル、 び第十年法 (第二十六章) 硫 ベルメタル、 化鉱由来の合金) が産地 シ ユ 口 を問 を禁輸対象から外し、さらにウィリアム三 フ・ メタ わず銅バ ル の禁輸は維持され、 1 の輸出を認めた。 真鍮製品 他方、 未 は 世 無 加 第九. 税 工 の真 で 輸

ンディ

ッ

ク

蒑

の 関税や重 製造用原材料や未仕上げの原材料 61 輸出 税が課され るのが一 の輸出は、 般的 だ 全面禁輸でなくても、 多くの場合、

てい 枝肉であり、 が を押し上げる方向に働く。そうした地域で肥育される家畜の価格は、 を自然な水準より低く抑える規制は食肉価格の上昇圧力に転化し、 か ても小幅にとどまったとみられる。 ~らだ。 2ある。 羊毛価格 れば、 前段 É 今より多く生産されたはずだという主張だ。 由で開かれ の下落が生産意欲をそぎ、 羊毛価格 0 理 屈を踏まえると、 の下落分は多くの場合、 た市場の下で価 品種改良や営農が進 理由は明快で、牧羊経営の主な収益は羊毛ではなく 格が自然な妥当水準、 年産量を大きく減らしたのではな 枝肉価格で補われる構図が定着して しかし、 λ だ国では、 すなわち適正価 年産量 結果として食肉 羊毛や原皮 地代と農家 への影響は 13 か 格まで戻 という見方 の 0 期 高率 価 価 € V 待 格 格 る つ

利潤を賄える水準でなければ飼育は続かず、毛や皮で賄えない分は枝肉価格に転嫁され

や成熟した経済では、 格を配分するかという内訳は本質的ではなく、二義的だ。 る。 したがって総額が確保され、 羊毛安自体が年産量を大きく削るとは考えにくく、 地主や農家に支払われる限り、どの産品にどれだけ価 結論として、 成熟した農業国 影響が出

マトン価格の高騰による需要縮小を通じた小幅な減産にとどまるとみられる。

出に負担が残れば輸入業者は国内需要を超える仕入れを控え、 出に小さな負担を設けることで利潤を見込んだが、この目算は外れた可能性が高 出時にはさほど重くない税が課されることとなった。業界は輸入を免税で後押しし、 は輸出も自由であった場合に比べ高止まりしやすくなる。 同法により、 染色用の多くの外国産染料や薬品は輸入時の関税が全面免除となり、 国内の供給は細 価格 輸 輸 輸

輸入が 当時は主産地であるセネガル周辺をフランスが独占しており、 なる港からでも輸入を認め、その特例の代償として百重量につき十シリングの関税を課 当初の法では、ガム・セネガ(ガム・アラビックの一種)は染色用に列挙された品目 再輸出の還付を認めなかった。その後、 難しかったため、ジョージ二世第二十五年法は航海法の原則に反して欧 輸入は無税、 再輸出は百重量につき三ペンスのわずかな課税にとどまったが、 一七五五年に始まる戦争に英国が勝利して 英国市場は産地 か らの直 の ζ, か

7

半分に縮小された。

その後の戦勝により主要産地が英領となり、

ビーバー皮は列挙品

目

英国 うえ、 け、 き下げられた め、 有利な価格で買い 十シリングという重税を課して供給を英国に集約し、 を英国本土に限定し、 地 かか ジ 結局ジョ 域 輸入を百重量につき六ペンスの軽課にとどめ、 らもア 3 の 独占を得ると、 1 **、フリ** 1 ジ三 世 第五年 カか 付けられるよう設計した。 世第十四年 北米・ らも欧州 和平後には国 法 (第三十七章) 西 法 インド の諸製造国、 (第十章) -植民地 丙 ゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゙ヿ は英領アフリ で再輸出税は百重 とりわけオランダ ところが過大な再輸出税 の列挙品並み 力 1 が供給独占へ 再輸出を実質的に抑えつつ国 再輸出には百重量 力 から . の 制 転化させる規制 量につき五シリングに ^ の 限 ガ の大量流出 没収、 ム・ は密 につき一 セ ーネガ 輸 罰 を招 を誘 萴 を科 を の ポ 輸出 働 61 発 たた 内 きか ンド した 引 で

徴 に は (金の合計 ング八ペンスと評 旧 評 補 ンスを除り 価 助金の算定根拠となる品目別税率表および課税台帳では、 額 は評 が二シリング六ペ [価額 き、 再輸出時 価 の Ŧī. していた。 分の ンス、 には全額が還付された。 一七二二年 すなわち一枚十六ペ 輸入税が六ペンスへと引き下げられ、 ·以前、 輸入時に課された旧 重 ン スで、 税との批判を受け、 うち ビーバ 旧 補 1 補 助 還付額 皮一 金 助 金 0 枚を六シ 半 七二二年 お もそ 額 ょ び で あ 課

ド当たり一シリング六ペンス、すなわち十八ペンスの関税が課され、 え置かれ、英籍船・英経由の場合は一枚四ないし五ペンスとされた。 ンスに引き上げ、 に指定され、 一七六四年の法改正で輸入税を一枚一ペニーに引き下げる一方、 北米からの輸出先は英国に限定された。 輸入税の還付も廃止した。併せて、ビーバーウールの輸出には一 国内の製造業者はこの優位を背景 輸入側の 輸出税 を の課税は据 枚七 ポ ン

チャルドロン当たりでは十五シリングを超えた。 おろか、輸出港での船積み価格さえ上回った。 は高く、 石炭は製造業の原材料であると同時に通商を支える基盤でもあった。このため輸出 一七八三年時点では一トン当たり五シリングを超え、ニュー 税負担はしばしば、 炭鉱の坑口価格は カッスル尺 度 の 税

れ に加え、違反者本人と故意に積載を許した船長のそれぞれに二百ポンドの罰金を科す。 第十四年法第七十一章は、綿・亜麻・毛・絹の製造用機械の対外輸出を禁じ、機械没収 その半額を国王に、 0 る。 編み機の輸出およびその未遂を禁じ、 たとえばウィリアム三世第七・第八年法第二十章第八条は、 製造用機械の輸出は高関税の適用ではなく、 残る半額を告発または提訴した者に配分する。 機械の没収に加えて四十ポ 原則として輸出自体が禁止さ 手袋やストッキング 同様にジョージ三世 ンドの罰金を科し、

とができる。

亩 製造機械 に 移動させておくわけには の海外持ち出しに重罰が科されている以上、 いかないとする立法趣旨に基づき、 技能の担い手である職 職工を海外に 工だけを 誘 出

ジ ョージー世第五年法 現地で当該技術を教授させたり実務に当たらせたりする勧誘行為は厳 (第二十七章)は、 英国の製造業に従事する職工を海外に誘 しく処罰され 出

再犯は罰金額を裁量とし禁錮一年と定め(いずれも罰金完納まで収監を継続する)、 して技術を教えさせようとした者について、初犯は百ポンド以下の罰金及び禁錮三箇

につき五百ポンドの罰金及び禁錮一年、 再犯は千ポンドの罰金及び禁錮二年とした

(第十三章) が罰則を大幅に引き上げ、

初犯は職工一人

ずれも罰金完納まで収監を継続する)。

らにジョージ二世第二十三年法

自身がその目的 前者、 すなわち「ジョージー世第五年法」は、 で渡航を約束または契約した事実が証明された場合、 職工を海外へ誘った事実、 裁判所の裁量 または職 Ï

該職工 に 「海外 渡航しない」旨の保証を命じ、 保証が差し入れられるまで収監するこ

海外で当該技術を実践または教授している職人が、在外の英国政府の大臣または領

。しくは現職の国務大臣から帰国するよう警告を受けてから六か月以内に帰国せず、 ま

収され、 得はできなくなる。 たは帰国後も継続して本国内に居住する義務に従わなかった場合には、 て遺贈の受領や遺言執行者・遺産管理人への就任、 当人は法的に完全な外国人と見なされ、 さらに、 当人が保有する本国内の土地および動産はすべて国王に没 国王の保護の対象から外れる。 相続 ・遺贈 購入による土地 以後、 英国 にお の 取

13 市民の自由」に明確に反している。この問題では、その自由が商人や製造業者のささ 当然ながら、こうした規制は、 な利害のために、 露骨に犠牲にされている。 私たちが誇りを持ち、時に過剰なほど擁護してきた

玉 知識や知見を少人数に囲い込む。 する方向に傾く。 振興や拡大を掲げる。 に技術を教えることには強い難色を示し、断固として阻もうとする姿勢を崩さな の が当然だとみなし、 [の製造業を抑え込み、厄介で望ましくない競争をできるだけ排除して終わらせようと これらの規制は 業界大手や親方層は、 「称賛すべき」「立派な」「善意に満ちた」名目のもとに国内製造業の しかし、実際の手段は自助努力による改良ではなく、 同時に抱える徒弟の数を制限し、 そのうえで、その限られた人びとが海外に出て外国人 同国人の創意や才覚を自分たちの独占下に置く 各職に長期の徒弟制度を課して 周辺国や他

生産の目的はただ一つ、消費である。 生産者の利益は消費者の利益を高めるために必

要な範囲でのみ考慮されるべきで、この原 萴 がは自 明であり改めて証明するまでもな

それ ic b かかわらず、 重商主義では消費者の利益 がしばしば生産者 0 利益 の犠 牲とな

産業や通商 の最終目標が消費ではなく生産そのものに置 か れて 61 る。

保護による価格への上乗せや割高分の費用は、 |産者の利益に従属させられて後回しにされ、 一内産品と競合する外国品 の輸入を規制や抑制する制度では、 ときには犠牲にもなる。 生産者を守りその利益を優先するために、 国内の消費者 こうした独占的 の 利益

結局は消費者が負担することになる。

金は生産者の利益を保護し支援することを目的とする制度で、

生産者を優先

輸出

|奨励

する政策の一環として特定の品目に付与される。 つは奨励金の財源となる租税の負担、 もう一つは奨励金が国内価格を押し上げること その結果、 負担は国内の消費者に及び、

によって生じる一層大きな価格上昇分という実質的な追加負担、 すなわち実質増税 に当

たる分まで支払うことになる。 ポ ルトガル通商条約の下では、 気候上国内で生産できない品目を近隣 か ら調達する道

ないうえ、この仕組み自体が生産者が遠隔地の市場で自国品を有利に売るための措置で が 高 関税で事実上ふさがれ、 品質が劣ると分かっていても遠方からの品を選ばざるを得

11

あるため、

消費者は不便を強いられるだけでなく輸出強化で上がった国内価格

の上乗せ

まで負担させられている。

潤 阻 費者に転嫁されてきた。 立っている。 益を生産者 上 \$ ンド超を投じ、 で得られるわずかな価格上乗せのため 一回ってい 込み、 Þ その債務の利払いだけで、 国がアメリカおよび西インドの植民地に適用している法制度は、 「特別利益」 本国生産者の品を強制的に買わせることを前提に成り立ってい 0 帝国の仕組みは、 利益より著しく犠牲にしており、 従来の戦費とは別に一億七千万ポンド超の新規債務を積み上げた。 を超えるどころか、 実際、 植民地を「本国生産者の店でしか買えない」顧客として 植民地取引の独占から生じたとされる「臨 本国はこの目的のために近年の二度の戦争で総額二 に、 植民地貿易の総額や平年の対植民地輸出 帝国 ほかの通商規制と比べてもその偏 の維持と防衛の費用のすべてが 本国 る。 の消費者 時 その の 本 超 にり は際 短すら 国 一億ポ 過 しか 独占 この利 の消 利

業者の利益を過度に優先し、その陰で消費者はもちろん他の生産者の利害もたびたび犠 製造業者であり、 の設計者が誰 軽視されたのは消費者である。 かは明らかだ。 手厚く保護されたのは生産者、 本章で取り上げた規制や施策は、 製造

なかでも商

商主義

心とする生産者である。

牲にされた。つまり、重商主義の「仕掛け人」は消費者ではなく、商人と製造業者を中